

医療機関の経営危機に対する財政支援を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、発令されていた新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が、令和2年5月25日に全ての都道府県において解除されたところであるが、いまだ終息には程遠い状況にあり、今後においても第二波、第三波の感染拡大も懸念され、長期戦を見据えた全国的な対策が求められている。

その中で、地域医療を守るため、感染拡大の防止と感染患者の治療を担ってきた医療機関が、特に、外来及び入院患者数の大幅な減少により深刻な経営危機に陥っており、全国の病院で組織する全国自治体病院協議会、日本病院会、全日本病院協会及び日本医療法人協会の4団体では国による財政支援を強く求めている。

医療機関が感染患者を受け入れるために病床を空ければ減収につながり、さらに、医師や看護師などのスタッフについても感染患者対応のための体制を確保しなければならず、加えて、一般診療や入院患者数の縮小も余儀なくされ、殆どの医療機関で多大な減収が見込まれている。

国の本年度の第一次補正予算で創設された新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が、第二次補正予算では増額及び対象の拡大はされているものの、医療機関などが対策を講じた費用に関する補助の色合いが強く、抜本的に医療機関の減収を補てんする対策とはなっていないと考える。地域医療の崩壊を防ぎつつ、第二波、第三波の感染拡大に備えるためにも、これまでにない大胆で実効性の高い対策を講じる必要がある。

よって、国及び静岡県においては、感染患者の治療を担っている医療機関の経営危機を打開するため、当該医療機関に対する財政支援を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月30日

袋井市議会議長 戸塚文彦

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、
内閣官房長官、経済再生担当大臣、静岡県知事 様